

改正案

現行

<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 当該法人が資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）<u>第一条第三項に規定する特定目的会社（以下この号及び第二十三条第七号において「特定目的会社」という。）であつて、資産流動化法第四条の規定</u></p>
---	--

二十三の二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

以下「資産流動化法」という。（第二条第三項に規定する特定目的会社（第二十三条第七号において「特定目的会社」という。）

であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行つた特定目的会社

イ 資産流動化法第四条第一項の規定による届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

ロ 資産流動化法第二百条第一項の規定により、特定資産（その取得勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものである有価証券に限る。八において同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるため信託会社等（資産流動化法第三十三

により届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における資産流動化法第一条第一項に規定する特定資産に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

（新設）

条第一項に規定する信託会社等であつて、適格機関投資家に該当する者をいう。第三項第三号子において同じ。）と当該特定資産に係る信託契約を締結しており、かつ、当該届出を行うことについて、その社員総会の決議があること。

八 資産流動化法第二百条第三項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号リにおいて同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについて、その社員総会の決議があること。

二十四～二十六（略）

2（略）

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二（略）

三 第一項第二十三号から第二十四号までに掲げる者に係る届出者

二十四～二十六（略）

2（略）

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二（略）

三 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者 次

次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イ若しくは口のいずれに該当するかの別、同項第二十三号のニイ、ロ若しくはハのいずれに該当するかの別又は同項第二十四号イ若しくは口のいずれに該当するかの別

ヘ (略)

ト 資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画の届出日並びに当該資産流動化計画に記載された有価証券の種類及び価額(第一項第二十三号のニイに該当する場合に限る。)

チ 第一項第二十三号の二ロに規定する信託契約を締結している信託会社等の名称(同号ロに該当する場合に限る。)

リ 第一項第二十三号の二ハに規定する金融商品取引業者の名称(同号ハに該当する場合に限る。)

又 第一項第二十三号の二に規定する届出を行う旨の決議を行った社員総会の議事の内容(同号ロ又はハに該当する場合に限る。)

4 届出者は、前項に規定する書面を次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 第一項第二十三号から第二十四号までに掲げる者(非居住者を除く。)(に係る届出者 当該届出者の本店若しくは主たる事務所

に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イ若しくは口のいずれに該当するかの別又は同項第二十四号イ若しくは口のいずれに該当するかの別

ヘ (略)

ト 資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画の届出日並びに当該資産流動化計画に記載された有価証券の種類及び価額(第一項第二十三号ハに該当する場合に限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

4 届出者は、前項に規定する書面を次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者(非居住者を除く。)(に係る届出者 当該届出者の本店若しくは主たる事務所

の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）

五（略）

5 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が行われた月の翌々月の初日から二年を経過する日までとする。

6・7（略）

8 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた月の翌々月の初日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定する期間をいづ。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）

五（略）

5 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日から二年を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日から二年を経過する日まで及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定す

6・7（略）

8 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、四月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定す

9～12 (略)

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)
第十三条 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一～三 (略)

2 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))及び当該同種の新規発行証券の取得勧誘が令第二条の十二に規定する新株予約権証券等の取得勧誘に係る同条に規定する新株予約権証券等の取得勧誘の相手方が取得したものを除く。)を含む。
()の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

る期間をいう。))及び当該届出を行った者が第一項第二十三号ロ又は第二十四号ロに該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

9～12 (略)

(取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)
第十三条 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一～三 (略)

2 令第一条の七第二号ロ(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))を除く。()を含む。))の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

口 (略)

二 (略)

3～8 (略)

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 令第一条の八の四第三号口(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一～三 (略)

2 令第一条の八の四第三号口(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券(当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))及び当該同種の既発行証券の売付け勧誘が令第二条の十二に規定する新株予約権証券等の売付け勧誘に係る同条に規定する新株予約権証券等の売付け勧誘を行う相手方が取得したものを除く。))を含む。))の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

口 (略)

二 (略)

3～8 (略)

(売付け勧誘等における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の七 令第一条の八の四第三号口(4)に規定する内閣府令で定める方式は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

一～三 (略)

2 令第一条の八の四第三号口(4)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券(当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券(当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が令第一条の七の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの(当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。))を除く。))を含む。))の枚数又は単位の総数が五十未満であること。

3
} 10
(略)

二
(略)

口
(略)

3
} 10
(略)

二
(略)

口
(略)